(様式3の2)

つくば保育の質ガイドライン(案)の背景・経緯等

つくば市こども部幼児保育課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

つくば市においては、保育需要が増大し、保育ニーズも多様化している。保育に関わる一人ひとりが共通理解を深め、相互に連携・協力し、保育の質の確保・向上にも取り組んでいく必要があるため、「つくば保育の質ガイドライン」を策定する。策定にあたり、市民の意見を反映させるためパブリックコメントを実施する。

- 〇 他の自治体の類似する計画等の事例
- 世田谷区保育の質ガイドライン
- ・松戸市保育所保育の質ガイドライン
- ・足立区教育・保育の質ガイドラインなど
- 未来構想における根拠又は位置付け

本ガイドラインは、国が定める保育所保育指針等を踏まえ、安心の子育てができるつくばを目指していくために策定するもの。

関係法令及び条例等

なし

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

全ての保育関係者が、日々の保育の振り返りや、保育現場での環境構成や検証、研修などに活用し、市内のどの保育施設においても保育の質を確保し、安心の 子育てができるつくばを目指す。

つくば保育の質ガイドライン【概要版】

趣旨

つくば市においては、人口が増加し、保育需要が増大しています。また、家族形態 や就労状況の変容などを背景に、保育ニーズも多様化しています。

こうしたことから、多様な保育ニーズに対応するため、保育施設の整備や、保育人 材確保の支援など、待機児童解消を目指しています。

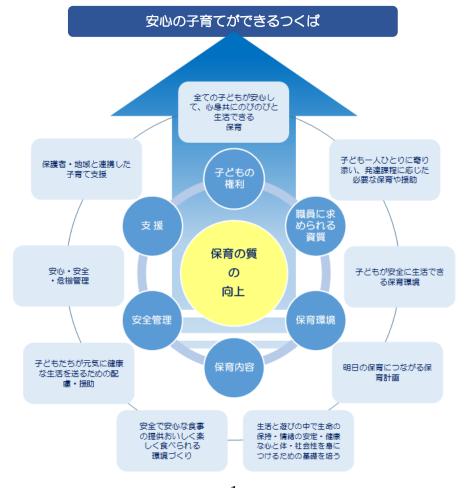
また、つくば市では、保育に関わる一人ひとりが共通理解を深め、相互に連携・協力し、保育の質の確保・向上にも取り組んでいく必要があると考えています。

本ガイドラインでは、保育の質の確保・向上を図るための6つの柱を掲げています。 子どもに関わる一人ひとりが、この柱に掲げる確認項目の留意・向上に努め、「安心 の子育てができるつくば」を目指していきます。

活用方法

本ガイドラインは、保育の具体的な確認項目を、チェックボックス形式で挙げています。全ての保育関係者や各保育施設は、日々の保育の振り返りや保育現場での環境構成や検証、研修などに活用してください。

つくば市の保育の目指すもの



■ つくば保育の質ガイドラインの保育の具体的な確認項目

(1) 子どもの権利

全ての子どもが安心して、心身共にのびのびと生活できる保育を行います。	
① 人権の尊重	
【権利の保障】	
子どもの権利について、職員全体で理解し、十分配慮しましょう。	
【保育の権利】	
子どもが何を求めているかを把握し、子どもにとって最善の保育を心がけましょう。	
【子どもへの配慮】	
子どもの良さを積極的に見つけ、誉めたり、励ましましょう。	
【個人情報の保護】	
個人情報保護について、職員全体で理解し、守りましょう。 	
【 差別の禁止】 子どもの生活習慣や文化の違いを知り、認め合う心を育てましょう。	
【性的差別の禁止】 子どもの服装、遊び方、役割など、性の違いに対して、固定的な概念を植え付けない配慮	
をしましょう。	
【子どもの養護】	
特別な支援を必要とする子どもの保育について配慮をしましょう。	
② 虐待などの防止と早期発見	
【日常生活での気づき】	
常に子どもの身体的・心理的状態を把握するよう心掛けましょう。	
【虐待の防止】	
子どもに対し、威圧的、命令的、否定的な言葉遣いや叩く、つねるなどの体罰は、絶対に	
やめましょう。	
【虐待の早期発見】	
子どもの受け入れ・見送り時に保護者との対話の中で、子どもや保護者の様子を把握しま しょう。	
★子どもの様子に異変を感じたとき、傷や痣を発見したとき、子育てに関する悩みがある保護者がいたとき。	L など、

(2) 職員に求められる資質

子ども一人ひとりに寄り添い、発達過程に応じた必要な保育や援助を行います。 【全ての職員の倫理観】

保育所保育指針、幼稚園要領などの理解、職員間での助言指導などをし、保育者・教育者の自覚(命を守る仕事の意識)を持ち保育に取り組みましょう。常に危機管理意識を持ち行動をしましょう。	
【自身のスキルアップ】 職務内容に応じた研修受講、他園との交流など、自身の保育の振り返りを行いましょう。	
【職員間のコミュニケーション】 様々な事項を理解できるよう、信頼関係を築き組織として保育の質の向上を図りましょう。	
【保育の中での自然体験】 自然をいかして楽しむことにより、子どもが豊かな心を育んでいけるよう、自然と関わる 取組をしましょう。	
【子どもに寄り添う保育】 積極的に子どもに関わり、子どもと関わることを喜び、一緒に楽しみ保育を行いましょう。	
【子どもの個性に合わせた保育】 一人ひとりの発達過程を理解し、個々の成長・発達に合わせ、先を見通した援助をしましょう。	
【保護者との信頼関係】 保護者の気持ちに寄り添い、共に子どもの成長を喜び、発達を支援し、保護者からの相談、 保護者への助言を行いましょう。	
(3) 保育環境 子どもが安全に生活できる保育環境を整えます。	
【安全・安心な室内の環境】 施設内(保育室・調理室・トイレなど)の清掃、おもちゃなどの子どもたちが使用する備品類を常に消毒することで、いつも清潔が保たれるようにしましょう。	
【適切な室内の環境】 室内の温度、湿度、換気、音などの環境は、常に適切な状態に保持をしましょう。	
【施設内外の死角を作らない配慮】 子どもたちの安全のため保育者からの死角を作らないように配慮しましょう。	

【子どもの成長に合わせた配慮】 子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本を子どもの手の届く場所に適切な量で用意し、 子どもが自由に遊び、主体的に遊びを展開できるよう配慮をしましょう。	
【人的配置による保育環境の整備】	
適正な保育士の配置と、特別な支援を必要とする子どもがいれば加配保育を配置するなど して、集団保育が安全で情緒の安定した生活となるように保育環境を整えていきましょう。	
【労働環境の整備】	
地域の保育や子育て支援を担う子育て支援員(※注1)の育成を図り、保育者の労働環境を整えていきましょう。	
【外遊の取組】	
園庭や園外での活動により、のびのびと体を動かす楽しさや、自然物との関わりを通し、 季節を感じられるように環境を整えていきましょう。	
【乳幼児に必要な保育環境】	
はいはいや、つたい歩きができる安全な空間を、保育室の広さや間取りを考慮して確保しましょう。(0・1歳)	
【遊びに適した空間作り】	
友だちと好きな遊びができる空間や、一人でじっくりと遊びを楽しむことができる空間の 設定をしましょう。	
(※注1)	
子育て支援員とは・・・「子育て支援員研修」の全科目を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業に従事する上で必要な知識や技術等を習得したと認められる者。	I
(4) 保育内容	
① 保育計画	
保育の全体的な計画を実践し、日々の保育を振り返り、子どもの生涯に渡る生きる力の基礎を培い、社会や世界の状況を視野に入れ、社会に求められる資質や能力を育み明日の保育につながるよう努めます。	
【「子どもの最善の利益」の考慮】	
保育施設の理念、保育の方針や目標、指導計画などに基づいて保育に当たりましょう。	

【子どもの成長の道筋の計画】 各保育施設の独自性や創意工夫された保育内容での保育計画を立て、応答的な援助を行い ましょう。	
【様々な環境の子どもへの保育】 子どもの個々の発達や地域の特性、年齢別、家庭環境をもとに計画を立て、保育に反映しましょう。	
【子どもの成長過程の見守り】 児童票、保育日誌、施設日誌、保健日誌、幼稚園指導要録などで子どもの成長を記録しま しょう。	
【 異年齢児との交流の場】 相互作用を通しての体験として、異年齢児との触れ合いや交流の場を計画しましょう。	

② 生活と遊びの中の保育

生活と遊びの中で、生命の保持・情緒の安定、健康な心と体・社会性を身につけるための基礎を培います。

ア 1歳未満児

アート成本が地方	
【保育士、看護師、栄養士、調理員、嘱託医等との連携】 専門性をいかした素早い対応をしましょう。	
【生命の保持、情緒の安定】 一人ひとりの発育及び健康状態を把握し、表情豊かに優しく語りかけ、保育にあたりましょう。	
【視覚、聴覚の発達の支援】 玩具の種類や色、大きさを工夫し、音の大きさ、採光に配慮をしましょう。	
【健康に伸び伸びと育つ】 発育に応じての体を動かす機会の確保や工夫をし、子どもが自ら体を動かす意欲を育てる 様々な取組をしましょう。	
【保護者との信頼関係】 保護者からの相談などに対し、助言及び支援に努めましょう。	

イ 1歳以上3歳未満児	
【保育士、教諭、看護師、嘱託医等との連携】 専門性をいかした対応に努め、子どもの健康な成長の見守りをしましょう。	
【 身近な人との触れ合い 】 保育士などや他の友達との関わり、周囲の大人との関係等、人と関わる力が養われるよう	
保育工など、(MEの) 文達との関わり、同曲の人人との関係等、人と関わる力が使われるよう 援 助をしましょう。	Ш
【健康な心と体】 子どもが明るく伸び伸びと生活し、自ら体を動かすことを楽しめるよう取組をしましょう。 また、子どもの気持ちに配慮した触れ合いを行いましょう。	
【自然環境との触れ合い】	
身近な生物や自然との日常的な関わりをもち、生命の尊さに気付く経験につながる様なや りとりをし、周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、生活に取り入れていこ うとする力を養う取組をしましょう。	
【言葉表現の重要性】	
保育士などの言葉の役割の重要性に留意し、子どもの気持ちや経験等の言語化の援助を行いましょう。	

ウ 3歳以上児

> 0,000 (minute)	
【家族とのつながりを育む】 家庭での生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする 気持ちが育つように努めましょう。	
【地域との関わりと社会性】 積極的に散歩や保育施設外保育を実施し、地域の環境や、様々な行事を通して社会性を育 む取組をしましょう。	
【健康な心と体】 様々な遊びを通して、心と体の発達を促進し、体を動かすことへの楽しさや体の大切さを 子どもたちが知る工夫をしましょう。	
【協働への意識】 友達と協力しやり遂げる活動を通し、子ども同士が互いに思いを伝え合い、折り合いを付ける経験から規範意識の芽生えを育て、個の成長と集団としての活動が充実するよう取組ましょう。	
【自然環境への好奇心や探究心】 園内外での様々な形態での自然体験を行い、自然に触れ合うことで五感での様々な体験を通し、自然の性質や仕組み、不思議さなどを子どもたちが気付く様にしましょう。	

【自ら健康な生活をつくる力】	
子どもが明るく伸び伸びと行動し、健康や安全に必要な習慣や態度を身に付け、見通しを	
もって行動できるよう援助をしましょう。	
【自立心、人と関わる力】	
自ら行動する力を育て、自分の力で行動する充実感を味わい、保育士などや友達と共に過	
ごす喜びを持てる保育を行いましょう。	
【日本文化の理解】	
日本の文化や伝統行事、伝統的な遊びに親しみ、日本文化を理解するとともに異なる文化に	П
触れ、文化の比較をしながら国際理解の意識の芽生えとなる活動の取組を行いましょう。	
【豊かな感性や表現する力】	
身近な環境の中で出会う感動を共有し表現する力を養い、言葉で表現する力や自己表現を	
楽しめるよう工夫をしましょう。	
【状況に即した保育】	
幼児教育において育みたい資質・能力について、子どもの実態や取り巻く状況の変化など	
に即して展開できるよう、保育などの計画や評価の在り方について、職員間で検討しなが	
ら進めましょう。	
【就学を意識した保育】	
友達と学ぶための社会性を培い、知る楽しみや好奇心、学びに向かう基礎である自尊感情	
を育む工夫をしましょう。	
【小学校、義務教育学校(※1)との交流】	
小学校を訪問したり、小学生と交流する機会を設け、子どもが小学校の生活に対する見通	
しを持てるようにしましょう。	
【小学校、義務教育学校(※1)との連携】	
子どもの生活や育ちについて小学校、義務教育学校への接続が円滑にできるよう、小学校	
と連携を持ち、情報交換をする場などを設ける工夫をしましょう。	
【小学校、義務教育学校(※1)への接続】	
保幼小接続カリキュラム(※2)を作成し、就学を見通して、学びに向かう基礎である自	
尊感情を育むこと、友達と一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大	
切にすることなどを基本として保育を行いましょう。	

- (※1)義務教育学校とは、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校
- (※2)接続カリキュラムとは、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るために作られるカリキュラムのことです。小学校教育に向かう幼児期の全体的な計画(教育課程を含む)【アプローチカリキュラム】と、幼児教育との円滑な接続を意識した小学校入学時の教育課程【スタートカリキュラム】を合わせ、幼児期と児童期の「学び」をつなぎます。

① 食育

安全で安心な食事を提供し、おいしく楽しく食べられる環境を整えます。

文主で文化は及事を促伏し、65010~米しへ及べられる境界を走えるす。	
【食を育む力の育成】 食育に関する方針や目標の計画を立て、栄養士、調理員、保育士の情報交換を行いましょ う。	
【食の安全確保】 衛生管理マニュアルや給食業務マニュアルなどを作成し、衛生点検表による毎日の点検や 衛生管理などを徹底しましょう。	
【ゆとりのある食事空間】 ゆとりのある食事時間を確保し、採光などの環境のほか、子どもが扱いやすい食器を準備するなど、食事にふさわしい環境を整えましょう。	
【食育環境】 子どもたちが友達や職員との食事中の会話を楽しみ、一緒に食べる喜びを感じながら食事ができる環境を作りましょう。	
【食育活動】 低年齢児から、発達に合わせて子どもが主体的に参加できるような計画を作成し、計画に 基づいた食育活動(栽培・作物の収穫及び調理・食文化への関心など)を行いましょう。	
【地産地消・季節の食事内容等への工夫】 つくばで収穫された食材での食事の提供や季節にあった食材での食事の提供に努めましょ う。	
【個々に合った食事の提供】 アレルギー対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省)などに基づき、アレルゲン食品の確認、献立の確認、食事提供時の留意点誤食した場合の対応方法など、医師の診断に基づいた保護者との定期的な話合いを行い確認しましょう。	
【家庭との連携】 子どもの食事の様子や、食育への取組について保護者へ伝えたり、家庭からの食生活に関する相談にも応じ、家庭と連携・協力し食育を進めましょう。	
④ 健康 子どもたちが元気に健康な生活を送るために配慮・援助を行います。	
【保健マニュアルなどの徹底】 職員全員に保健マニュアルなどの周知を徹底しましょう。また、保菌検査などを実施し、 結果を適切に管理しましょう。	
【子どもの健康管理】 既往歴、予防接種の把握など、保護者との情報共有を行いましょう。	

【日常の健康管理】 一日の子どもの生活リズムを把握し、一人ひとりのペースや体調に合わせ、健康に過ごす ことができるよう配慮をしましょう。	
【健康・安全習慣】 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につけられるよう、年齢や発達に応じ、子ども が理解できるように工夫し援助をしましょう。	
【特別な支援を必要とする子の保育】 子どもの状況に応じた環境の整備を行い、保護者や医療機関と連携し、保護者と共に考え る姿勢に努めましょう。	
(5) 安全管理 安心・安全・危機管理に努めます。	
【事故や災害などへの適切な対応】 事故や災害、不審者などに対応する危機管理マニュアルを作成し、全職員で共有し理解を しましょう。	
【個人情報の管理】 個人情報の管理について、全職員で共通認識し適切な管理を行いましょう。	
【事故等の情報共有と再発防止】 事故報告、ヒヤリハット報告があった際には、職員間で情報共有し、再発防止に向けて話 し合いを行い迅速な対処をしましょう。	

【乳幼児突然死症候群(SIDS)の防止】
午睡の際は、睡眠チェックを行い、うつぶせで寝ている時は体位を変えるなど乳幼児突然
死症候群(SIDS)防止の取組を行いましょう。
【室内外の安全確認】
室内の安全確認と園庭の遊具の点検、園庭の害虫駆除も定期的に行い、安心して保育が行
える環境整備に努めましょう。

定期的な防災訓練に加え、Jアラートなどに対応した訓練も定期的に行いましょう。

救急救命訓練(AED)、アレルギー対応研修などにも積極的に参加しましょう。

【定期的な防災訓練と新たな危機への対応】

【研修の取組】

(6)	4年
W	V 175

保護者に寄り添いながら、保護者・地域と協力して保育を行います。

①保護者支援

少休禮台又按	
【保護者への情報提供】 施設だより、保健・給食だよりなどを定期的に発行するほか、ホームページなどにより、 保育方針や日々の様子などを保護者に提供しましょう。	
【保護者とのコミュニケーション】 送迎時の会話、連絡帳のやり取り、保護者面談などにより、日頃から子どもの状況につい て保護者とのコミュニケーションを図りましょう。	
【課題の共有】 保護者からの要望・御意見などに対応するとともに、保護者アンケートなどを実施することにより、保護者と課題を共有し、改善に努めましょう。	
【保護者同士の交流、連携の機会の提供】 保護者懇談会の開催や行事運営への保護者の参加などにより、保護者同士の交流や協働活動 の機会を提供し、親睦を深める取組を行いましょう。	
【支援が必要な家庭への配慮】 経済的困窮、養育困難、育児不安などを有する保護者の情報を把握し、対応に配慮すると ともに、必要な助言や支援を行いましょう。	
【保護者支援における役割分担】 施設の長や担任その他の職員それぞれが保護者支援における役割を分担し、情報を共有しながら、組織として対応しましょう。	
【行政との連携】 特別な支援を必要とする子どもなど、養育困難家庭に対する支援・就学制度を理解するとともに、必要に応じて行政へつなげたり、助言をするなどの支援をしましょう。	
②地域と連携した子育て支援	
【地域における子育で支援の拠点】 地域の子育で家庭を対象に、行事、相談、講座、施設や園庭の開放などに積極的に取組を 行いましょう。	
【地域住民との交流】 昔あそびや農業体験等幅広い世代の住民参加型の行事を実施し、地域住民と子どもとの交 流の推進をしましょう。	

保育の質の向上のために求められるもの

市は、事業者、保護者、地域、行政などとともに保育の質の向上に取り組んでいきます。

(1) 事業者の役割と運営体制

保育の質を確保し、日々の保育を支えているのは人材です。

保育の質を確保するためには、保育者の確保や保育者の育成、社会保障や雇用条件などの労働条件が整備されていることが重要です。また、保育施設の職員が安心して保育に従事するには、運営事業者の健全な運営が不可欠です。

(2) 保護者の役割

家庭と保育施設の相互理解は、子どもの家庭での生活と保育施設での生活の連続性を確保し、育ちを支えるために、欠かせないものです。子どもに関する情報の交換を細やかに行うことや、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うことなどが必要です。

保護者は、保育施設における子どものための保育や保育の専門性を理解し、保育施設職員と子どもの育ちを共有し、子育てに見通しや希望を持ち、保育施設の保育に、積極的に参加、協力しましょう。

(3) 地域の役割

子どもを中心にして、保育施設や保護者と一緒に地域全体で、充実した子育ての環境づくりに努めましょう。

(4) 市の役割

市は、子どもの安全と適正な施設の運営を担保し、全ての利用者が保育施設を安心して利用できるよう努めます。

現在、市内には様々な保育施設があり、それぞれの特性や特色をいかした保育を提供しています。市は、数多くの子どもたちが保育を受け、多くの家庭が安心して子育てができる環境を確保するために、全ての保育施設でより良い保育が展開されるよう、保育に関わる専門職の巡回指導相談や監査、人材育成のための研修の開催など、様々な支援を行っていきます。

また、認可保育園などの整備及び運営事業者の決定に当たっては、「保育所保育指針」等や市の地域性を理解した上で、保育の質の向上に取組む事業者であることを基本とし評価・審査を行っていきます。

この本ガイドラインの策定によって、更なる保育の質の向上の契機となり、保育に関わる全ての職員や、事業者、保護者、地域の方々とともに連携・協力し、子どもを中心とした「保育の質の向上」を図ることができる保育環境を提供していきます。